

## 「不正大麻・けし撲滅運動」に関する啓発・展示

厚生労働省と都道府県では、毎年5月1日～6月30日に「不正大麻・けし撲滅運動」を実施しています。本運動は、不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、大麻・けしの発見及び除去を行うとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図ることを目的としています。

わが国では、都道府県知事の免許を受けた大麻取扱者のみが大麻の栽培、所持、譲受・譲渡等を認められており、大麻取扱者以外の者がこれらの行為を行った場合は罰せられます。最近では、大麻の種子を入手して大麻草を栽培するという違反事例が増えています。また、大麻の乱用も拡大しており、大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降、3年連続で増加している状況です。

大麻については、「身体への悪影響がない」「依存性がない」など誤った情報が流れていますが、実際には脳に作用し、様々な不具合を引き起こす違法な薬物です。

岐阜県保健環境研究所では、5月に1階エントランスホールにおいて、本運動を紹介するポスターと大麻について正しい知識を持ってもらうための資料を展示しました。

